松江市消防団防災学習·災害活動車両運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松江市消防団防災学習・災害活動車両(以下「学習車両」という。)を活用し、消防団が地域の防災リーダーとして活動できるよう必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 学習車両は、平時において地域住民や事業所等に対する防災学習や 防災指導として活用し、災害時には緊急車両として人員及び消火・救助資機材 等の搬送や現場活動以外の用途に供してはならない。

(借受の手続き等)

第3条 学習車両を借受しようとする方面団、分団の責任者は、松江市消防 団長 (以下「団長」という。) に学習車両借受申請書を提出しなければならない。

(貸付期間)

第4条 学習車両の貸付期間は、防災知識等の普及のための訓練、講習会等の完了するまでの間とし、おおむね1回1週間以内とする。

(操作等)

- 第5条 学習車両の操作員は、団長が開催する学習車両取扱講習を修了した者 (以下「学習車両操作員」という。)とする。
- 2 団長は、学習車両操作員を学習車両操作員登録台帳に登載するとともに、修了証を交付する。
- 3 学習車両の操作は、最低 2 名 (学習車両操作員を含む) 以上で行わなくてはならない。

(使用中の事故について)

第6条 学習車両を使用している場合において発生した事故等については、 適切な対処をするとともに、松江市消防本部消防総務課消防団係へ速やかに 連絡しなくてはならない。

(管理)

第7条 学習車両の管理については、松江市消防本部消防総務課消防団係で 行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学習車両の運用については、松江市消防団防災学習・災害活動車両運用細目に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

松江市消防団防災学習·災害活動車両運用細目

学習車両の運用については、松江市消防団防災学習・災害活動車両運用要綱 (以下「要綱」という。)によるほか、要綱第8条により、その細目を次のと おり定める。

1. 借受手続き等

借受方面団、分団の責任者は、学習車両借受申請書(様式第1号)を借受日の7日前までに松江市消防本部消防総務課(以下「消防本部」という。)へ提出するものとし、やむを得ない場合は電話による申し込みも可とするが、この場合も、遅滞なく申請書を提出しなければならない。

2. 貸出、返還の場所及び返還条件

- (1) 学習車両の受け渡しについては、消防本部職員及び借受団員の立会いのもとに、学習車両及び装備品の異常の有無を確認しなければならない。
- (2) 学習車両の貸出場所及び返還場所は消防本部とし、その受け渡しについては借受方面団、分団の団員に限って行われなければならない。
- (3) 使用日程上の理由により学習車両の受け渡しを方面団、分団同士で行うときは前述(1)の方法を遵守すること。

3. 操作員による操作

借受方面団、分団の責任者は、要綱第5条の学習車両操作員以外の者に操作等をさせてはならない。

4. その他

この細目によるもののほか、学習車両の運用について必要な事項はその都 度定めるものとする。

様式第1号

学習車両借受申請書

松江市消防団長	様		牛	月	H
		申 請 者 (方面団・分団)			
		(責任者氏名)			(EII)

下記のとおり学習車両を借受けたいので申請します。

記

- 1 借受期間 年 月 日 \sim 年 月 日 まで
- 2 使用年月日 年 月 日
- 3 使用場所
- 4 使用目的・内容

5 操作員氏名

学習車両操作員登録台帳

方面団	分団名	氏 名	講習年月日	備	考
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

防災学習災害活動車両操作員講習 修了証

方面団・分団名

氏 名

上記の者は、防災学習災害活動車両操作員講習を修了したことを証します。

年 月 日

松江市消防団長即